

慎重・公平な審理と道理ある公正な判決等を求める要請

岡山地方裁判所刑事1部

平成26年(わ)第107号(小原淳)、第108号(須増和悦) 各税理士法違反事件

裁判長：松田道別、裁判官：國井香里、裁判官：豊岡慎也 殿

倉敷民商事務局員の小原淳さん、須増和悦さんに対する上記の事件について、以下のとおり要請します。

この事件は、弾圧です。そして、脱税の本犯である建設会社の犯罪を利用して別件禰屋町子さんの脱税ほう助を仕立てあげ、また、これにかこつけて禰屋さんを含めて税理士法違反で逮捕・起訴したもので、いずれも不当・違法な起訴といわざるを得ません。

倉敷民商は、全商連＝全国商工団体連合会に加盟する中小零細商工業者の自主的・民主的団体として、憲法の国民主権原理を基底におき、「納税者は主権者」の立場で、税制の民主的変革を中心とした、中小零細業者の営業と権利を守る幅広い運動にとりくんできました。また、この理念から、会員の納税にかかわる実務を、互いに助け合い、学び合いながら「自主計算・自主申告」を行う活動をすすめ、こうした広範な分野にわたる諸活動を半世紀近くにわたってすすめてきたのです。

そのような民商運動の中核を担う事務局員が、何で脱税の手伝いなどをなし得ましょうか。現に建設会社の脱税犯罪について禰屋さんは知る由もなく、その実務への関与にはほう助のかけらもありません。

また、本件の税理士法違反をあげつらうことについては、会員の納税実務を相互援助・相互学習で運動として推進することの、どこが悪いというのでしょうか。民商のこの運動は、全国の津々浦々で、農協・漁協・事業協同組合・商工会等が臨時税理士制度によって行っている税務申告の「請負」などとはまったく違う正反対のものです。憲法から導き出される申告納税制度の本旨からは、民商の活動こそがこれに沿うものであり、賞賛されこそすれ訴追を受けることなどは、異常というほかないのではないのでしょうか。

以上の次第で、とりわけ次の点を要請するものです。この要請にこたえることは、圧倒的多数の国民の支持を得るものであるとともに、司法・裁判所への信頼を回復する道であることを確信します。

- 1 検察官に対し、証拠隠しを改めさせて証拠開示をすすめ、釈明要求に答えさせるなどして、刑事裁判の理念に立った慎重で公平な審理をすすめること。
- 2 慎重・公平な審理を遂げて、道理ある公正な判決をすること。

201 年 月 日

氏 名	住 所

【共同署名要請・集約団体】倉敷民商を支える会、岡山県商工団体連合会、倉敷民主商工会、日本国民救援会岡山県本部
 倉敷民商を支える会 〒710-0038 岡山県倉敷市新田1294番地 倉敷民主商工会内 TEL 086-426-1578
 岡山県商工団体連合会 〒700-0981 岡山市北区西島田町4番25号 TEL 086-243-3856
 日本国民救援会岡山県本部 〒700-0054 岡山市北区下伊福西町1番53号 民主会館内 TEL 086-254-2799

【署名の送り先・問合せ先】 倉敷民商を支える会 〒710-0038 倉敷市新田1294番地 倉敷民主商工会内 TEL 086-426-1578

倉敷民商弾圧事件：襦屋裁判

襦屋町子さんの即時釈放、公平な審理と公正な判決等を求める要請

岡山地方裁判所刑事 2 部

平成 26 年（わ）第 55 号、106 号 法人税法違反幫助・税理士法違反事件

裁判長：中田幹人 殿

倉敷民商事務局員の襦屋町子さんに対する上記の事件について、以下のとおり要請します。

この事件は、倉敷民商への不当な弾圧です。襦屋町子さんが建設会社の脱税をほう助したとして逮捕・勾留されました。1月21日の逮捕以降、長期の身柄拘束が続いています。一方、建設会社の代表者夫婦は逮捕も勾留もされず、執行猶予判決が確定しています。

襦屋さんは、建設会社が民商会員だったので、民商事務局員として、援助をただけです。襦屋さんに、脱税の意図などは全くありません。襦屋さんには、脱税の手助けで得られる利益はありません。

また襦屋さんとほかの 2 人の倉敷民商事務局員は、税理士の免許がないのに税務申告を行なったとして、税理士法違反でも起訴されていますが、無罪を主張しています。

倉敷民商は、中小零細商工業者の自主的で民主的な団体として、憲法にもとづき、「納税者は主権者」の立場で、零細業者のくらしと営業、権利を守る運動にとりくんできました。民商会員は、助け合い、学び合いながら、「自主計算・自主申告」をすすめています。

会員の納税実務を相互援助・相互学習によってすすめる運動は、称賛・推奨されこそすれ、非難されるたぐいのことではないはずで

以上により、次の点を要請します。

- 1 襦屋さんに対する保釈を認め、人権破壊の長期勾留をただちに解いてください。
- 2 慎重で公平な審理をすすめ、道理ある公正な判決をお願いします。

201 年 月

氏 名	住 所

【署名の送り先】 倉敷民商を支える会 〒710-0038 倉敷市新田 1294 番地 倉敷民主商工会内